

東京都児童福祉審議会 第2回本委員会における主な御意見
一事務局まとめ

平成19年2月1日（木）

（社会的養護のサービス基盤について）

- 東京都における一時保護所も含めた社会的養護サービスの将来に向けた供給計画について議論する必要はないか。
また、現行制度では、社会的養護の利用は都が供給する方法だが、区市町村が関与するしくみ、あるいは、利用者が直接申し込むしくみを検討する必要はないか。
問題解決にあたっては、基盤のあり方について議論する必要がある。
- 対応が難しい子どもに対しては、情緒障害児短期治療施設などの専門的な施設が必要ではないか。

（施設職員の資質向上について）

- 職員の対応によって子どもの生活が変わる。例えば、あまり経験のない職員は、虐待を受けた子どもの試し行動や挑戦的な行動に振り回されてしまうが、トレーニングされた経験がある職員が受け持つと子どもは落ち着く。
- また、厚生労働省が行った知的障害者の施設内虐待の勉強会においては、職員が子どもの障害やその対応法を理解していない、あるいは教育を受けていないがために、対応に苦慮し、虐待をしてしまうという報告がなされている。このため、職員、のスキルアップは重要である。
- 施設の処遇職員は、これが専門的ケアなのだという自信を持って子どもたちにかかることができない状況である。また、施設の心理職員やファミリーソーシャルワーカーなどの職種との役割分担や、児童福祉司との連携を図っていく中で、虐待を受けた子どもに対する専門的ケアのあり方について共通認識がなされていない。
虐待を受けた子どもに対する目指すべき施設ケアのあり方を都として出せればよいが。

（児童相談所の体制について）

- 家庭引き取りに向けた児童相談所の対応などをガイドラインとして作成できないか。